

別添 (老朽化した都市計画施設の改修に関する事業)

次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第 109 条の 2 に基づく都市計画事業として実施します。

表 3－1：事業一覧（令和 8 年 8 月 17 日鹿児島県同意）

施行者の 名称	都市計画事 業の種類及 び名称	事業地	改修事業の 概要	事業施行期間		新たな 土地の収用 又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計 画道路事業 3・4・2 号 昭栄札元線	鹿屋市寿 5 丁目地内	車道及び歩 道の舗装修 繕	立地適正化 計画の公表 の日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規

表 3－2：事業一覧（令和 8 年 8 月 20 日鹿児島県同意）

施行者の 名称	都市計画事 業の種類及 び名称	事業地	改修事業の 概要	事業施行期間		新たな 土地の収用 又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計 画道路事業 3・4・2 号 昭栄札元線	鹿屋市曾田 町及び寿 5 丁目地内	トンネル設 備の改修 （照明設備 の更新）	立地適正化 計画の公表 の日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規

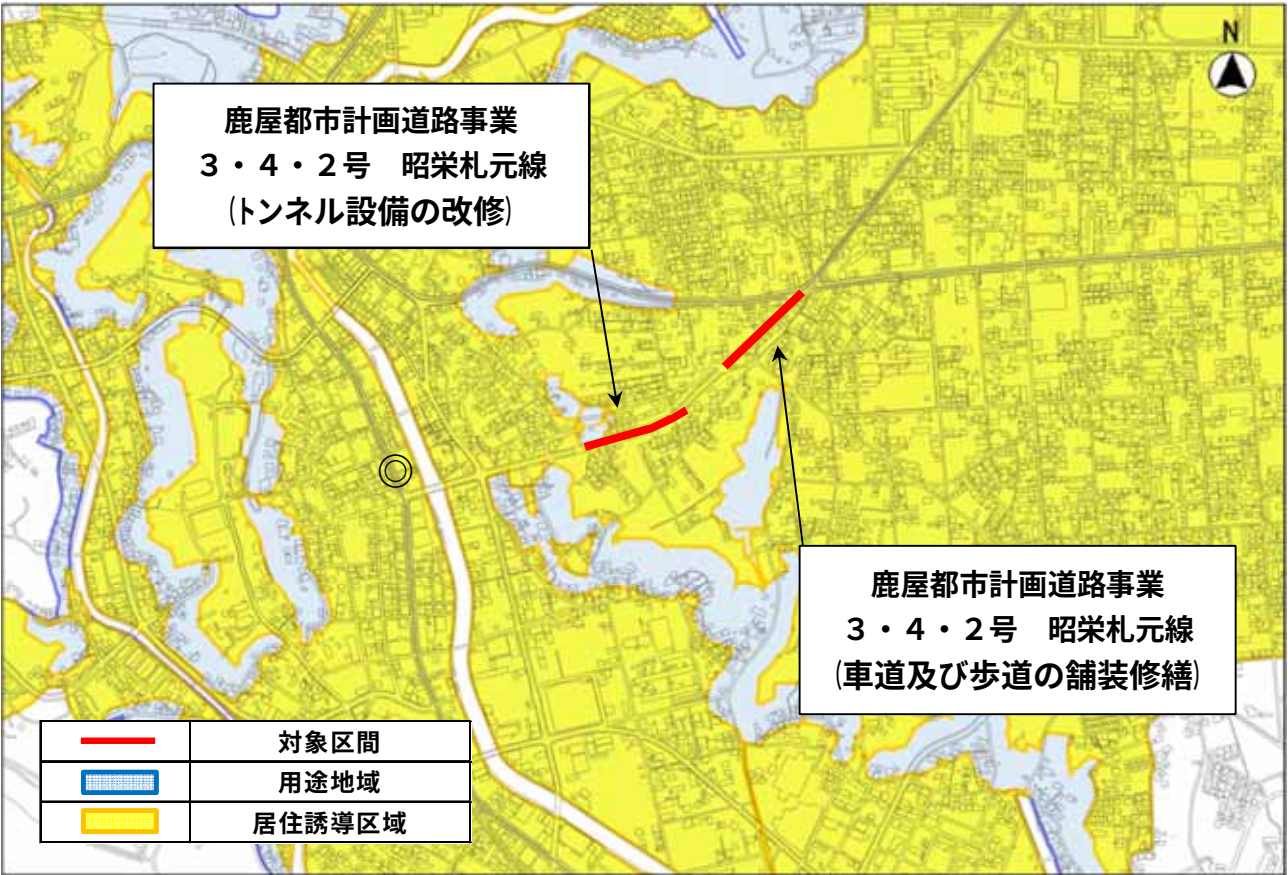


図 3：対象区間